

令和 2 年 7 月豪雨により被災された方の 一部負担金の支払い免除措置を延長します

令和 2 年 7 月豪雨により被災された方が「被保険者証」及び中建国保が交付する「一部負担金免除証明書」を病院等の窓口に掲示した場合、令和 3 年 3 月末日まで一部負担金の支払いを免除しています。

中建国保では被災された方の実情をふまえ、一部負担金の支払い免除の取扱いを令和 3 年 6 月末日まで延長することとしました。

支払いの免除を受けるには「被保険者証」及び 6 月末日が有効期限の「一部負担金免除証明書」を病院等の窓口に掲示する必要があります。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせください。

※一部負担金とは、病院等を受診した際に治療に要した費用のうち、皆さんが窓口で支払う金額のことです。